

電子申告に関する要望事項

平成 24 年 6 月 27 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 23 年 8 月に IT 戦略本部より「新たなオンライン利用に関する計画」が公表され、この新計画に基づく国税庁の業務プロセス改革計画において、平成 25 年度末までに法人税等の 12 手続については、利用率 72%、公的個人認証の普及割合等に左右される所得税、消費税(個人)及び納税証明書の交付請求の 3 手続については利用率 50% という目標値が設定された。

そのような中で、日税連では毎年、確定申告終了後から、電子申告の問題点及び課題を実務家の視点から抽出し、国税庁に対して改善要望を提示してきた。一方で、税理士会員に対しては、新たな目標として「レベル 5 を達成した税理士会員は、全ての顧客の申告・申請を e-Tax で行うこと」を策定するとともに、「税理士のための電子申告 Q&A」の改訂、「税理士のための電子申告入門書」の作成等を行い、電子申告の重要性の周知を図るとともに電子申告を推進してきた。

国税庁においても、ここ数年の間に、第三者作成添付書類の省略、税理士による代理送信、電子証明書等特別控除の適用期限の延長、e-Tax による還付申告の処理期間短縮、所得税確定申告期間の e-Tax の 24 時間受付、ヘルプデスクの強化、確定申告書等作成コーナーからの直接送信、e-Tax ソフト (WEB 版) の利用開始等、利用者視点に基づく使い勝手のよいシステム改善を多く実施してきた。

これらにより、平成 24 年 4 月に国税庁より発表された「平成 23 年度における e-Tax の利用状況について (概要)」によると、平成 20 年 8 月のオンライン利用拡大行動計画の重点手続の利用件数は 1,805 万件に達し、前年対比約 103% (所得税、法人税、消費税、法定調書等主要手続は前年対比約 101%~113%) という結果を残した。

しかし、今後さらに利用率を伸ばすためには、まず、システム面の改善のみならず、電子申告制度、更には税制そのものを改正していくことも必要である。電子申告を推進していくためには、従前のような紙の世界を電子に置き換えるという考え方ではなく、電子の特性を踏まえた新たな制度設計へのパラダイムシフトや税理士による代理送信の法制化等が必要とも思われる。また、現在の e-Tax システムは単なる受付システムに過ぎないが、将来的にはマイナンバー制度 (共通番号制度) の導入等とあわせて納税者本人が確定した所得や税額、各種届出の提出状況等、自己の申告情報が得られるシステムにしていくことも必要と考えられる。

次に、電子申告を行うことにより、業務プロセス改革計画の目標達成に貢献すると同時に、税理士事務所の更なる業務の効率化に繋がるとの会員の意識改革も必要と考えている。また、多くの税理士はベンダーソフトを利用して電子申告を行うことから、今後も、国税庁とともに、各ベンダーに対して利用率を伸ばすための協力依頼や改善要望を行うことが必要と考えている。

現実には、すでに 100% 電子申告を行っている税理士の利用率がこれ以上伸びることはない。今後税理士の利用率を伸ばすためには、まだ電子申告を行っていない税理士をどうやって掘り起こすか、また、電子申告をすでに行っているがその割合の少ない税理士に 100% 電子申告を行うように促していくこと等が重要になってくるものと思われる。さらには、大企業、大規模税理士法人等が積極的に参加できる環境を整備することが重要である。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士等に限定されていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点、解決策を主張し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに利用者（納税者）の視点から要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での「利便性」を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となる。今回の要望事項は、電子政府の早期実現のためにも、e-Tax システムに反映されることを強く望むものである。

(利用率を向上させるインセンティブ)

1 . 電子政府の推進のために協力をした電子申告利用者に対して、効果的なインセンティブを実施すること。

「平成 23 年度における e-Tax の利用状況について (概要) 」によると、平成 20 年 8 月のオンライン利用拡大行動計画の重点手続の利用件数は、1,805 万件で利用率は 52.7%、対前年比で 102.8%と発表された。しかしながら、ここ数年のオンライン利用割合の伸び率を考えると、普及促進が頭打ちになっていることが懸念される。

今後さらに電子申告の利用率を向上させるためには、以下のような電子申告の利用者に対する継続的かつ効果的なインセンティブを実施していくことが必要と考える。

(1) 恒久的な税額控除

電子申告推進のインセンティブとして創設された「電子証明書等特別控除」による 5,000 円(ただし、平成 23 年度は 4,000 円、平成 24 年度は 3,000 円に減額)の税額控除制度は平成 24 年度で終了されることになっている。

今後の利用率を伸ばしていくためには、「電子証明書取得控除」ではなく、電子申告利用者に対して「電子申告控除」を実施し、もしくは税理士による代理送信の場合であっても全ての税目において税額控除を実施することで、個人の納税者による利用拡大が見込まれる。

(2) 電子申告利用者に対する申告・納税期限の延長等の実施

上記 (1) の金銭的なインセンティブのほかに、電子申告を利用した場合の申告・納税期限の延長も効果的なインセンティブと考えられる。例えば、全ての税目において電子申告をした場合の申告期限は 1 ヶ月延長する、消費税の毎月納付を可能とする、

ダイレクト納付を利用した場合の法定納付期限を 1 ヶ月延長して振替納税と同程度の期限とすること等が実施されると大きなインセンティブとなる。

(添付書類関係)

2 . 添付書類を電子データ化して送信できるようにすること。

現在、電子申告で送信できない添付書類は、別途書面により提出することとされているが、これは電子申告の普及を大きく阻害する要因となっている。これに加えて、添付書類の提出のために、提出する側の作業と受取る側の突合作業等の煩雑な作業が発生している。このような添付書類については、電子データ化しまたは PDF 等の添付による送信ができるようにすること。同時に、全ての電子申告・申請手続に、例えば送信票等を用意してその送信票に付記事項を記載できるスペースを設けること。

また、電子データ化したものが送信できない場合は、税理士による代理送信の際は添付省略が可能となるような制度とすること。

(e-Tax システム)

3 . 国税庁 e-Tax システム見直しの方向性についての要望。

電子申告制度導入から 8 年を経て、電子申告の利用率は着実に伸びてきた。このことは e-Tax システム面で見ると、e-Tax ソフトそのものの利用率は低下していると予測されるが、反面「e-Tax ソフト (WEB 版) 」や「確定申告書等作成コーナー」が利用者視点で

作成されており飛躍的に使い勝手が向上していることと、ベンダーソフトの改善により利便性が高まっていることが挙げられる。

しかしながら、現在の e-Tax ソフトには、ベンダーソフトや「e-Tax ソフト(WEB 版)」の「確定申告書等作成コーナー」にはない全ての様式の申告書、帳票が準備されているほか、他のシステムでは対応していない「追加送信」等の機能も備わっている。

将来的には、現在の e-Tax ソフトで利用可能な全ての申告・申請についても、Web 化し、同時にこれらの e-Tax ソフト等のシステムについて、簡単な自動計算機能の追加、エラー表示や自動転記される項目の明瞭化及び受信通知の内容の明瞭化等の改善を図ること。

その他、法改正があった場合の迅速な e-Tax システムへの対応、暗証番号の変更期限の廃止もしくは延長、税理士用電子証明書による税理士資格の認証等、e-Tax システムの見直しを行う場合は、費用対効果に囚われず、利用者の利便性に重点を置いた改善を図ること。

(利用者識別番号)

4 . 利用者識別番号の利便性を向上させること。

利用者識別番号に関して利用者の利便性向上のために以下の点について改善を図ること。

- (1) 電子申告等変更届出書のオンラインによる即時発行を可能とすること。
- (2) 法人名と利用者識別番号の一致した場合にのみデータの送信を可能にする等、利用者識別番号の誤りを事前に防止する仕組みを構築すること。
- (3) 利用者識別番号の重複発行を防止するよう警告文を掲載すること。
- (4) 利用者識別番号を変更した場合であっても、必要に応じて、メッセージボックス内のデータを引き継げるようにすること。
- (5) 利用者が最終ログインから 5 年間ログインしなかった場合には、利用者識別番号が失効する(利用規約第 12 条)こととされているが、税理士が代理送信している場合は、利用者のログインとみなして、この規約の条項を適用しないこと。

(メッセージボックス)

5 . メッセージボックスについて以下の改善を図ること。

- (1) 記載事項・表示内容の充実
 - 個人用の消費税のお知らせを、法人用のものと同じ内容にすること。
 - 免税業者の場合でも、課税事業者と同様に消費税に関する項目について表示すること。
 - 届出書の提出年月日、基準期間の課税売上高等、消費税に関する情報を格納すること。
 - 源泉所得税についても、所得税、法人税と同様にお知らせを格納すること。
 - メッセージボックスの表記の仕方について、記載事項の有無にかかわらず項目を固定化する等、メッセージボックス内の情報を確認しやすいように整理すること。
 - 記載内容の重要な部分について文字を大きくする、色分けする等の工夫をすること。

利用者識別番号及び暗証番号を取得した納税者が、過去の申請履歴・納税履歴・届出履歴の概要をインターネットで閲覧できる仕組みを作り、現状の申告書等閲覧申請と同様のことをできるようにすること。

(2) システム面の改善

代理送信した納税者の申告所得・納税額を一覧で確認できる等、送信チェック機能を設けること。

メッセージボックスの保存期間を帳簿書類の保存期間や訴追期間に合わせて7年に拡大すること。

メッセージボックスに格納される全項目をダウンロードできるようにすること。

還付金及び還付加算金情報を格納するとともに、「還付金処理状況確認」についても、他の情報と同様に、選択により削除が可能となるように変更すること。

税理士法第33条の2の書面についてのデータについて、申告書と別に送信する場合に、納税者のメッセージボックスに格納するか否かの選択を、税理士ができるようにすること。

代理送信した税理士が納税者のメッセージボックスの情報を閲覧できるようにすること。

現在のメッセージボックスではなく、マイページ的な機能で、電子申告に関する納税者の情報を総覧できるようにすること。

情報を通知するメールアドレスを納税者と税理士の二つ登録できるようにすること。

6. 納税者に対する案内等の方法を改善すること。

現在、紙ベースで申告書を提出した納税者に対しては翌年度に申告書等が送付されるが、電子申告した納税者に対しては、翌年に申告のために必要な情報は郵送されず、必要な情報はメッセージボックスに格納されるのみとなっている。これにより、納税者が申告を失念する可能性が高まることや、電子申告に移行する障壁となっているとの指摘があることから、当面の間、最低限、メッセージボックスに記載される情報等を納税者に対して葉書でも良いので郵送で通知すること。

(受付時間)

7. 受付時間を拡大すること。

納税者の利便性を図るという観点からは、電子申告、電子申請、メッセージボックスの確認等、電子申告に係わる全ての運用は、365日24時間利用可能とすることが望ましいことであり、インターネット本来の姿である。なお、当面、実現が困難であるならば、せめて法人向けの運用に関して、1年を通して毎月末5日程度の運用を要望する。これにより、電子申告が書面申告との比較で納税者に対する大きなインセンティブになるものとする。

(確定申告書等作成コーナー)

8. 国税庁ホームページから利用できる確定申告書等作成コーナー(以下「作成コーナー」という)を改善すること。

作成コーナーは、年々、大幅な改善がなされているが、税理士が税務支援事業等で利用するに当たって、いまだにいくつかの問題点が残されている。

- (1) 贈与税については、平成24年分からe-Taxにて申告可能となるが、贈与税の申告書を入力する際、財産明細でその他の土地で墓や非課税の土地を贈与した場合に該当する入力箇所がない。銘柄、利用区分にもその他という箇所を設けること。
- (2) 書面同様に確定申告書のフォームに入力をしていくイメージになってきているが、説明文、説明箇所の注意点多すぎて、かえって納税者が困惑する。また、エラーメッセージや利用の仕方に迷った場合の説明も一般納税者にとって語句が難解であり、対処に苦勞する。図・絵を多く、文字は少なく、大きくする等工夫をして簡易に使用できるものにする。
- (3) 入力後、間違いに気が付き、前の入力項目に戻った時に、また一から入力しないといけない場合がある。データの保存を含め入力の操作性をさらに向上させること。
- (4) エラーメッセージについても極力専門用語を利用せずに、順を追っていくことでエラーの原因が判り継続して利用できるイメージを抱かせるものにする。
- (5) 作成コーナーに合計所得金額を計算するための退職所得入力項目欄を設けること。退職所得は源泉分離課税のため原則申告不要であるが、合計所得金額に含まれるため、医療費控除の金額、寡婦控除、配偶者特別控除適用の可否等に影響がある。作成コーナーでは、退職所得の源泉徴収票項目を全て入力しなければならず、結果として、退職所得を申告しなければ正しく税額が計算されない場合がある。別途退職金の金額と退職所得控除額のみ入力すれば、合計所得金額が正しく計算されるよう入力欄を追加すること。
- (6) 作成コーナーで作成する決算書等に、送信後に税理士の氏名は表示(印刷)ができるようになったが、事務所所在地の入力欄を作成することにより、事務所住所も表示(印刷)できるようにすること。
- (7) 作成コーナーの受信通知画面において、通知内容の部分がスクロール枠になっており、そのまま印刷しても通知内容が全部印字されないため、通知内容が全部表示されかつ印刷できるようにすること。
- (8) 作成コーナーにおいて、画面が自動的に全面になるため、例えば画面が大きいパソコンを使用していると、表示が大きくなってかえって見難い場合もあるため、表示倍率とか、サブウィンドウのサイズを記憶するようにし、利用者が見やすい環境を整備すること。
- (9) 前年のデータを利用する際、例えば前年の配当の文字データを利用することができるが、その文字データを並べ替えたいと思っても順番を並べ替えることができない。また数字を入力しないと次のページに移動できない。これらは利用者にとってシステムの煩雑さを感じさせるため、並び替え等編集ができるようにすること。
- (10) 別途書面提出書類がある場合の送信票に追加記入ができるようにすること。
- (11) 作成コーナーで個人所得税の申告書を作成中に、公的年金等受給者で所得税申告が

不要で住民税申告が必要になった場合、書面で印刷するためパソコン操作上、画面をいくつか戻る必要があるが、どこまで戻るのか判りづらいので、専用の『戻る』ボタンをわかりやすい箇所に追加すること。

(e-Tax ソフト (WEB 版))

9 . e - Tax ソフト (WEB 版) は、e-Tax ソフトに比べて使い易いので、e-Tax ソフトで作成送信が可能な全ての申告・申請を e-Tax ソフト (WEB 版) で可能にすること。(新規)

今年度は導入初期につき、今後完成度をあげていくと思われるが、将来的には Web 版を大いに利用することが期待される。税理士は、電子申告においてはベンダーソフトを利用しているため、各ベンダーをリードできる程の Web 版の機能改善に完成度を上げること。

(1) 法定調書の作成で CSV ファイルを読み込む方法を利用した場合に、エラーが発生した時に間違箇所が分からないため、エラーメッセージを工夫して、間違っている箇所を明確に表示すること。

(2) 今年度は e-Tax ソフト (WEB 版) の入口が見つけれず大変苦労したので、画面上入口をわかりやすくすること。

(電子納税・ダイレクト納付)

10 . ダイレクト納付の「ダイレクト納付登録完了通知」を代理した税理士のメッセージボックスにも格納すること。(新規)

ダイレクト納付は、「税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能である」制度であるにもかかわらず、「ダイレクト納付登録完了通知」は納税者のメッセージボックスにしか格納されない。「ダイレクト納付利用届出書」に代理する税理士名等を記載することで、代理する税理士のメッセージボックスにも「ダイレクト納付登録完了通知」を格納すること。

ダイレクト納付は便利な反面、税理士にかかる責任が重大となる。税理士が直接関与先の金銭の支出に関わることにより、関与先とのトラブルが少なからず想定されるため、ダイレクト納付利用の際に間違いがあった場合には、併せて税理士に連絡する等の取扱が行われるようにすること。

さらに、引き落としの期日指定をした場合、指定日の午前中に残高が不足しているために未落ちとなるのは、現金納付より不利になるので適切な対応をとること。

また、届出金融機関の変更においても新規の利用届出と同様に 1 ヶ月前後かかるため、この期間を短縮改善することが求められる。

このほか、ダイレクト納付の届出金融機関は 1 箇所のみであるが、複数の届出先を登録出来るようにすること。これにより資金移動せずに他の届出金融機関から納付が可能になり、滞納防止を含め利便性が向上する。

(その他)

11 . 電子納税の利用環境を改善すること。(新規)

e-Tax の利用については申告書作成から提出に至るまで、その作業一連の利便性はかなり向上している。しかし、電子納税が持つ利便性については、行政の広報も少なく活用の度

合いも低い。さらに、e - Tax の利用度合いに比べ、現実に電子納税が利用可能な金融機関も少ないことから、利用度合いは極端に少ない。

また、電子納税をするための手順が煩雑で時間も掛かるため、入力方式による納税を簡易化するなど更なる利便性の向上が求められる。現在は3税目に限られているものの、全税目可能とし、通常の振込作業程度の納付作業となるようにすることが重要である。

< 参考 >

(eLTAX)

1 . 全市区町村の電子申告 (eLTAX) 早期受付体制を構築し、国税とのシステム統合・同期化を促進すること。

平成 23 年 1 月から国税と地方税のデータ連携の関係で、eLTAX に対応する市区町村が大幅に増加したものの、いまだ対応していない市区町村も存在する。全市区町村において eLTAX が利用可能となれば、特に法人申告において国税・地方税の申告等が全て電子申告に対応することになり、eLTAX の普及はもとより、全ての電子申告の普及・推進にもつながる。税理士業務の効率化以上に、納税者の利便性も向上することになるため、全市区町村において eLTAX が利用できるよう喫緊に整備を図ること。

最終的には、国税と地方税の電子申告システムを統合することが望ましい。納税者にとっては、地方税申告や償却資産税等の申告を一か所に送信することが出来れば、書面より格段に利便性が高まることは明らかである。地方税の受信体制を国税と統一することは行政コストの削減にも大きく寄与することが明白であるため、早急に、国と地方の足並みを揃えていただきたい。

現行制度においては、e-Tax と eLTAX の利用者側からの使用感の差異を無くすこと。すなわち、運用時間、データの取扱・表示度合・保存期間、使用可能文字等の様式、登録異動届出等の手続き、メールアドレスの登録、IDの呼称及び仮パスワード廃止、予定申告のお知らせ、納付書を送付等、全てのシステムの同期化・統一をすることが重要である。特に法人の場合は、地方税も同時に申告をするため、国税だけが運用時間を延長されても、地方税の申告ができないのでは延長の意味が半減している。国税に 24 時間 365 日稼働を要望している以上、地方税もこれに統一することが求められる。

2 . 一般的な OS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること。

Internet Explorer 9 に関してマイクロソフト社では自動でバージョンアップが開始され、また e-Tax では既に対応しているため、eLTAX においても早急に対応すること。

また、Java のインストールには非常に高いスキルを要求され、変更も多いため利用者側の対応が困難を極めていることから、Java を使用しなくても運用可能なシステムにすること。